条約

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府と中華人民共和国香港特別行政区政府との間の協定をここに公布する。

御名御璽

平成二十三年七月二十一日

内閣総理大臣　菅　直人

条約第八号

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府と中華人民共和国香港特別行政区政府との間の協定

日本国政府及び中華人民共和国香港特別行政区政府は、

所得に対する租税に関し、二重課税を回避し、及び脱税を防止するための協定を締結することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条　対象となる者

この協定は、一方又は双方の締約者の居住者である者に適用する。

第二条　対象となる租税

1　この協定は、一方の締約者又は一方の締約者の地方政府若しくは地方公共団体のために課される所得に対する租税（課税方法のいかんを問わない。）について適用する。

2　総所得又は所得の要素に対するすべての租税（財産の譲渡から生ずる収益に対する租税、企業が支払う賃金又は給料の総額に対する租税及び資産の価値の上昇に対する租税を含む。）は、所得に対する租税とされる。

3　この協定が適用される現行の租税は、次のものとする。

(a)　香港特別行政区については、

(i)　利得税

(ii)　給与税

(iii)　不動産税

（個人申告制度に基づいて課されるか否かを問わない。）

(b)　日本国については、

(i)　所得税

(ii)　法人税

(iii)　住民税

4　この協定は、3に掲げる現行の租税に加えて又はこれに代わってこの協定の署名の日の後に課される租税であって、3に掲げる現行の租税と同一であるもの又は実質的に類似するもの並びに1及び2に規定する他の租税で将来課されるものについても、適用する。両締約者の権限のある当局は、各締約者の租税に関する法令について行われた重要な改正を相互に通知する。

5　この協定の適用上、「日本国の租税」及び「香港特別行政区の租税」とは、それぞれ日本国のために課される租税及び香港特別行政区のために課される租税であって、1から4までに規定するものをいい、それぞれの締約者の地方政府又は地方公共団体のために課される1から4までに規定する租税を含む。

第三条　一般的定義

1　この協定の適用上、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、

(a)　「香港特別行政区」とは、地理的意味で用いる場合には、中華人民共和国香港特別行政区の境界の内側を構成する陸地及び水域（香港島、九龍、新界及び香港の水域を含む。）並びに中華人民共和国香港特別行政区の租税に関する法令が適用される他の地域をいう。

(b)　「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国の租税に関する法令が施行されているすべての領域（領海を含む。）及びその領域の外側に位置する区域であって、日本国が国際法に基づき主権的権利を有し、かつ、日本国の租税に関する法令が施行されているすべての区域（海底及びその下を含む。）をいう。

(c)　「一方の締約者」及び「他方の締約者」とは、文脈により、日本国又は香港特別行政区をいう。

(d)　「租税」とは、文脈により、日本国の租税又は香港特別行政区の租税をいう。

(e)　「者」には、個人、法人及び法人以外の団体を含む。

(f)　「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に関し法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(g)　「企業」は、あらゆる事業の遂行について用いる。

(h)　「一方の締約者の企業」及び「他方の締約者の企業」とは、それぞれ一方の締約者の居住者が営む企業及び他方の締約者の居住者が営む企業をいう。

(i)　「国際運輸」とは、一方の締約者の企業が運用する船舶又は航空機による運送（他方の締約者内の地点の間においてのみ運用される船舶又は航空機による運送を除く。）をいう。

(j)　「国民」とは、日本国については、日本国の国籍を有するすべての個人、日本国の法令に基づいて設立され、又は組織されたすべての法人及び法人格を有しないが日本国の租税に関し日本国の法令に基づいて設立され、又は組織された法人として取り扱われるすべての団体をいう。

(k)　「権限のある当局」とは、次の者をいう。

(i)　香港特別行政区については、税務局長又は権限を与えられたその代理者

(ii)　日本国については、財務大臣又は権限を与えられたその代理者

(l)　「事業」には、自由職業その他の独立の性格を有する活動を含む。

2　一方の締約者によるこの協定の適用に際しては、この協定において定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、この協定の適用を受ける租税に関する当該一方の締約者の法令において当該用語がその適用の時点で有する意義を有するものとする。当該一方の締約者において適用される租税に関する法令における当該用語の意義は、当該一方の締約者の他の法令における当該用語の意義に優先するものとする。

第四条　居住者

1　この協定の適用上、「一方の締約者の居住者」とは、次の者をいう。

(a)　香港特別行政区については、

(i)　香港特別行政区内に通常居住する個人（当該個人が、香港特別行政区内に実質的に所在し、又は恒久的住居若しくは常用の住居を有し、かつ、香港特別行政区に人的及び経済的関係を有する場合に限る。）

(ii)　香港特別行政区内に一賦課年度中に百八十日を超えて滞在し、又は連続する二賦課年度において三百日を超えて滞在する個人（当該個人が、香港特別行政区に人的及び経済的関係を有する場合に限る。）

(iii)　香港特別行政区内に事業の管理及び支配の主たる場所を有する法人

(iv)　香港特別行政区内に事業の管理及び支配の主たる場所を有するその他の者

(b)　日本国については、日本国の法令の下において、住所、居所、本店又は主たる事務所の所在地その他これらに類する基準により日本国において課税を受けるべきものとされる者（日本国内に源泉のある所得のみについて日本国において租税を課される者を除く。）

(c)　一方の締約者の政府及び一方の締約者の地方政府又は地方公共団体